

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年4月10日認可した。

平成25年4月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮の下地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）萩原幹線地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）札幌西地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）三軒屋地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八兵地区
”	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）下林荒神地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）花の木地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）十宮地区
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）井関地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）丸山池地区
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上安井地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）明加地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）安井東地区